

# 第19回薄川流域協議会 要旨

日時:平成17年2月9日(水) 18:30 ~ 20:10

場所:長野県松本勤労者福祉センター 1階 大会議室

---

## 次 第

---

- 1 開 会 (座長あいさつ)
- 2 議 事
  - (1)第18回協議会会議録
  - (2)提言書の確認
- 3 提言書答申
- 4 流域協議会座長意見交換会の報告
- 5 流域対策についての進め方

---

## 資 料

---

第18回協議会会議録

提言書

資料は奈良井川改良事務所、松本合同庁舎行政情報コーナー、松本市役所、里山辺出張所で縦覧できます。

---

## 会 員 数

---

会員数 40名 (出席会員数 16名)

---

## 内 容

---

- 1 第18回協議会の会議録の内容について確認し、奈良井川改良事務所のホームページで公表することになりました。
- 2 提言書の内容について最終確認を行い、長野県治水・利水対策推進本部長 田中康夫 知事あてに河川改修対策に関する提言書を答申しました。
- 3 平成17年2月7日に開催された流域協議会座長意見交換会について、野原座長から報告がありました。
- 4 流域対策についての進め方は、次回の協議会で引き続き話し合うことになりました。
- 5 今後も引き続き奈良井川改良事務所が事務局となって、薄川流域協議会を運営していくことを確認しました。

---

質疑・会員からの意見(会議録の内容について)

---

- (事務局) 会議録2ページの7について、提言書(案)「7. 森林整備」で「針葉樹と広葉樹の混交林化(針葉樹人工林に漸次天然広葉樹を誘導し)を進めることにより森林の保水効果及び治山機能を高め、防災対策としての健全な森林整備を行うこと。」となっていますが、括弧の中の「針葉樹人工林に漸次天然広葉樹を誘導し」というところは、第18回協議会の際には最初の「に」が「を」で、後の「を」が「に」というような形でした。この文章でよいのではないかということで発言者の高橋さんにも確認し、会議録も整合をとった形にさせていただきます。
- (座長) 2ページ目の5の2行目「と」は第18回で「と」となっていますが、番号がいろいろと変わっており、誤解を生じるようなことになりかねませんので、「を」を消して「は」は第18回協議会で」というふうに、「は」だけにしてください。  
その下の最後の部分は、「振り替える。」ではなくて、「振り替えた文章とする。」と直してください。
- (田口康夫) 14ページの私の発言の一番下の真ん中に「『流砂系』という視点から、直さなければいけない土砂がある」とありますが、これは「流さなければ」です。
- (座長) 4ページ目の一番下の「(座長)」の欄の1行目。「私の推定のミニマムよりもはるかに」とありますが、「わずかに」と直してください。  
5ページ目の「(座長)」のところの4行目で、「大体そういう大まかな仕事を」となっていますが、「仕事」では文章がおかしいので、「計算」に直してください。  
5ページ目の「(座長)」の一番下のところ。「起草委員会」とありますが、「起草委員会」の前に「さらに」という言葉を追加して、「さらに起草委員会でも話したのですが」というふうに直してください。  
6ページ目の16行目、「この場でそれも列記するといたしたいと思います。」では分かりづらいですので、「列記するようにしたいと思います。」と直してください。  
その5行下の右側の方に「大体10行だと思うのですが、続いています。」となっていますが、「大体10行だと思うのですが、最初の部分、」として下さい。  
同じ発言の下から9行目、「起草委員会の案と二木委員さんの案」と書いてありますが、二木さんは起草委員会の委員ではなく、起草委員と間違われてしまうので「起草委員会の案と二木さんの案」として下さい。  
11ページの上から9行目に「高水敷までつかないのだけれども」となっていますが、「ら」が抜けているので、「高水敷までつからないのだけれども」と直してください。  
それから、同じ発言の真ん中辺に「9月5日の台風」とありますが、9月5日は台風ではありませんので、「9月5日の洪水」に直してください。
- (巽朝子) 20ページの私の発言の下から2番目、「スリット式の他に」というところで「いろいろ出たのですから、それだけ入れるのはおかしいので、『2箇所ほど流木止め』というこのままでいいのではないですか。」とありますが、『2箇所ほど』というのを消して、『流木止め』というこのままでいいのではないですか。」として下さい。
- (野原座長) では、そのように訂正して公表させていただきます。

---

## 質疑・会員からの意見(資料請求)

---

(常田長時) この前いただいた資料48は非常に有効で、大事な資料だと思います。台風23号の時に、塩尻の消防署では雨量が200mmだったということをお聞きしました。松本の消防署にも雨量計が設置されているはずです。渚に水位計があるそうですので、渚の水位も並列して資料として出していただけたら非常に参考になるのではないかと思いますのでお願いします。それから、松本の水防センターの資料があったら、これからの参考になるのではないかと思いますので、お願いいたします。

---

## 質疑・会員からの意見(提言書の確認)

---

(座長) 次に提言書の確認に移らせていただきます。

今までの協議会の議事録を基に変更点、追加点をチェックして、それを基にして実際の提言書という形でまとめあげて、お配りしています。隅から隅まで議事録をチェックしたつもりですが、漏れがあってはいけないということで、皆さんにもチェックをお願いしてありました。脱字、誤字、審議結果との内容の相違に関して手元に届いている指摘事項は無いということで、内容については良かったと見なさせていただいております。

皆さんからは、脱字だとか誤字、内容の相違だとか、そういう件では指摘はなかったのですが、事務局が気付いてくれた点がありました。「4.2.河道の横断形」で、文章が抜けていたところがありました。今日、1枚の紙で5/8、6/8というのをお配りしましたので見ていただけますか。これの「河道の横断形」という項目の真ん中辺、「(1.8Km)にある複断面について、」と、ここで文章が切れていて、後に続いているのですが、これでは少し文章がおかしいのではないかというようなことです。内容に関するのではなくて、単なる文章のつなぎを入れるということで、下線の部分「以下のとおり意見が出されたので並記する。」という文章を追加させていただきました。次のページの についても同じような文章を入れさせていただきますということなのですが、よろしいでしょうか。この文章を入れたからといって提言書の内容が変わるだとか、そういうことではございません。よろしいですか。それでは、ここの文章を追加させていただきます。前もってお配りしたところに訂正版を差し替えて下さい。

それと、私は前回の協議会の締めくくりといたしまして、今までずっといろいろやってきての結果ですので、前回の協議会までのことで閉めさせていただくというようなことで提言書をまとめましたので、それだけ承知してください。時間的にも制約があります。本日提言書の提出の運びにするということにいたしましたので。

意見としまして高橋邦夫さん、田口さん、巽さんからいただいています。高橋さんの意見は基本高水についてももう少し整理したほうがいいのではなからうかというような話です。後でまたお話しますが、長野県の座長会というのが県庁でありました。そこでもいろいろ出されていたのですが、この問題は全体の問題として今後とも考えていかなければいけないというような雰囲気です。そういうことで、ここで終わりということではございません。また、いろいろやることが出てくるかと思しますので、今までやってきた内容で締めくくらせていただくというふうにさせていただきます。田口さんと巽さんの流木に関する意見も前回の協議会でかなりやった内容で、そこでも大体同じような内容が出てきていますし、18回の時には具体的な工法を入れるとどうもまとまりがつかないというようなことで、「必要な場所には」ということでした。そういう文面にさせていただきました。必要が生じた場合には、またその時点で具体的なことに関しては話し合うということもできますので、前回決まった文面どおりで提案書の文章とさせていただきます。

(高橋邦夫) 今回の座長の発言には、異議があります。私の文章に書いてございますように、前回の第18回協議会ではいわゆる起草委員会案と、それから従来の案と、座長案と、この3つが渾然一体と入っているのです。それで、座長案というのをこの前ポット18回の時に入ってきただけで、我々は検討する時間がなかったのです。したがって、それをそのまま活かすということは少し問題があるのです。というのは、我々はこの場で協議していない事項なのです。この基本高水の 1)までいいのですが、その1. から7. までは座長案なのです。これが、18回にポットに入ったのです。それで、前回我々は1. から7. までは検討する時間がなかったのです。それをそのまま通すことについては、少し異議があるのです。

(座長) 起草委員会から始まって、まとまらないものは各個人なら個人、グループならグループで、その人達の責任においてやるというふうに決まったの話でこうなったのです。みんなの責任という形になれば、みんなで話し合っ、まとめなければいけないけれど、そういうふうにしたら全然まとまりがつかなくて、どうしようもできないからこういうふうにしましょうという形でこれに至ったのだから、こういうふうにしてもわらなければ、延々と続くようになりかねないのです。だから、これはこういうふうにしましょう。

(高橋邦夫) だけど、少し問題がありますね。

(座長) 問題はその人が責任を取ればいいのだから、いいではないですか。

(二木一男) この文章の1)、その下に1から7とありますが、これは協議会の意見ではないのです。野原さん個人の意見なのです。そういうことで、「なお、以下のような意見もあるので十分な検討を行い」と書いてあって、これは協議会の意見ではないのです。野原さん個人の意見なのです。したがって、これは我々は承知していません。全員そうだと思うのですが、承認はしていません。そういうことで私は理解しているのですが、間違っていますか。

(座長) そういうことは間違っています。二木さんの意見でもいろいろやったのだけれど、出てきた意見はみんな呑みましようということでした。議事録をきちっと読んでください。そんなことでもめても、いつまで経ってもまとまらないですよ。

(二木一男) 私はそのように理解しています。この文章もそうではないですか。「なお、以下のような意見もあるので」と。あくまでもこれは個人の意見だということになっているから。個人の意見ということで、私は理解しています。

(座長) 自分が認める、認めないの問題ではないです。個人であろうが何であろうが、とにかくここで意見が出たのだから、それを列記するというふうになっているのだから、それでいいではないですか。そう言い出せば、みんな個人の意見になってしまいます。そのようなことを言っていたら、いつまで経ってもみんなお互いが削除、削除になって、まとまらないです。個人でも、出された意見は列記しましょうというふうになっているのだから、それを削除しようとか、承認していないだとか言い出したら全然まとまらないです。

(二木一男) 私は削除しろとは言っていない。そのまま載せておいてもらって結構です。高橋さんは、ダブるから削れという意見ですが、私は高橋さんの意見とは違うのです。

個人の意見としてここに列挙しているということですから、私はそれを削除しろとは言いません。ここにせっかく載っているのですから、そのまま活かして。ただし、これは協議会の意見ではなくて個人の意見ですよ、ということをごここに書いてあるでしょう。個人の意見ですから、このとおりでいいのではないですか。違いますか。

(座長) それは正しいです。そういうことであれば、正しいです。

(二木一男) 確認してください。そういうことです。高橋さん、それでよろしいでしょう。これは、あくまでも個人の意見ですから。こういう意見がありますよ、ということが列挙されているだけのものです。個人の責任でこれを列挙しているのですから。

(高橋邦夫) それは分かります。個人の意見は分かります。ただ、私の言いたいのは、もう少し簡潔にしたほうがいいのではないかと。ダブっていると。極端な言い方をすれば、2はこのと があれば十分なのです。はっきり言って、あとはいらないのです。起草委員会の案で十分言い尽くしているのです。

(座長) 長引くだけですので、そういうふうにさせてください。私の手元には、チェック事項はそういうことだけなのですが、この場で皆さんが用意してくれたことはございませんか。

(二木一男) 意見書として出さないで申し訳ないのですが、これだけは皆さんで検討して決めていただけたらありがたいという点が1点あるのです。この提言書の最後に参考資料が載っていますね。その参考資料のところ、「1」「2」「3」「4」「5」とありますが、私は参考資料の「5」、これが第一番に載せるべきだと思うのです。順序が逆ですね。この重要な参考資料「5」を最初に持ってこないという手はないと。第一にこの薄川流域協議会資料、こういうものを参考資料では少し軽いと思うのです。例えば検討資料ということにしてもいいのですが、第一番に持ってきていただきたい。あとは、順番を繰り下げても結構だと思いますが、そういう形にしていきたい。

(座長) 私は意識してやったのではなくて、できた順に並べていったのです。最初から、番号を振っていたものですから。どうですか、皆さん。私が番号を打ったのは別に意識してではなくて、文章が揃った順にずっと打っていっただけのことです。

(高橋邦夫) 二木さんの案がいいと思います。と申しますのは、一番最後が一覧表でしょう。言うなら目次ですよ。これはやはり一番先に持っていったほうが見やすいと思います。

(座長) そうすると、「5」を一番最初に持っていったいいですか。それでは、「5」を「1」にして、「1」「2」「3」「4」というのを順番を一つずつ繰り下げるという形に訂正させていただきます。他によろしいですか。そうしたら、今の参考資料のナンバーを訂正するというにしまして、提言書の内容については先程のように文章を追加しました。この内容で我々の提言書として提出することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。いいですか。それでは、今の訂正事項だけ訂正するようなことで、提言書は今日皆さんにお配りしているような内容で提出するというにさせてください。1ページ目は訂正がございませんので、この場で私が代表して印鑑を押させていただいて、直すところは後で直してもらうことにして、提言書をお渡しするというふうにしたいと思います。

---

## 提言書答申

---

- (座長) それでは、これから提言書の提出を行いたいと思います。  
我々会員が熱心に審議討論した結果ですので、県におかれましては十分に、最大限尊重されて、全国のモデルになるような、そういう計画書作成に努力していただきたいと思  
います。
- (事務局) それでは、提言書がまとまりましたので、答申を座長さんから本部長であります田中康  
夫がいただければいいのですが、松本建設事務所長の西原が代理として受け取りたいと  
思いますのでよろしくお願いします。

### (提言書答申)

- (事務局) それでは、県を代表しまして、松本建設事務所長からお礼の言葉をお願いします。

(西原義久松本建設事務所長)

松本建設事務所長の西原義久でございます。ただいま野原座長さんから薄川、田川、  
奈良井川の河川改修に関する提言書をいただきました。  
県関係を代表いたしまして、この提言書の取りまとめに大変ご尽力いただきました野原  
座長さんをはじめ、起草委員の皆様方、またご多忙の中、協議会に出席され、熱心に討  
議していただきました会員の皆様方に心から厚く御礼申し上げます。  
ただ今いただきましたこの提言書を早々に、県の治水・利水対策推進本部長であります  
田中知事に提出すると同時に、この提言書の内容に基づきまして河川の改修計画を作  
成しまして、整備計画の認可を得て、早急に工事に着手できますように、関係職員一同  
努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。  
平成15年9月20日以来、1年5ヶ月、19回に及ぶこの協議会を通じまして、お話の中  
で薄川を長い間見られてこられた皆様方でなければ分からないようなアドバイスや、河  
川環境保全のご意見、また河川の沿川の住民の方でなければ分からないような切実な  
要望等、貴重なご意見をお話していただきまして大変ありがとうございました。今後引き  
続きまして、流域対策の協議を進めてまいります。皆様方のご意見、ご要望をお聞き  
しながら進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。  
県関係を代表いたしまして、簡単ではございますが御礼の言葉とさせていただきます。  
皆様方、大変ご苦労さまでございました。

---

## 流域協議会座長意見交換会の報告

---

- (座長) 長野県に流域協議会が9つあるのですが、県の治水・利水対策推進本部の主催で、そ  
の座長懇談会が開催されましたので、出席してきました。  
その概要を報告しておきたいと思います。2月7日に行われました。治水・利水対策推進  
本部の中に治水・利水対策推進チームというのがありまして、そこが主催して開催してく  
れたわけです。9つの流域協議会の座長が全員参加していました。  
そこで何をやったかと言いますと、まず最初に流域協議会の概況について、それぞれ5  
分間程度説明しました。内容といたしまして、薄川の概要、特徴、自然環境に関するよう  
なことです。それから、川沿いの状況や産業、土手や河川敷の利用状況だとか、地域住  
民をはじめとするボランティアの熱心な美化活動とか、そういうことを初めに少ししゃべり

ました。流域協議会の開催状況だとか審議状況につきましては、あまり時間がないものですから、項目をただ述べました。その中で、提言書を作るのに起草委員を選んで、そこで案を作って、それをまた協議会にかけるといってやっています、ということ簡単に説明しました。

各流域協議会の方々も、河川の特徴だとかを説明していました。それから河川が違えば当然活動状況も違って来るといことになるのですが、その中での悩みだとか、そういうことを皆さん話しておられました。

その次に、流域協議会の運営等についての意見交換を行ったわけですが、ここでもやはり基本高水という問題が出ました。ほとんどの所は棚上げしてやっているということです。この問題を取り上げると、必ず行き詰って先へ進まないということが一番の理由です。そうかと言って、放っておくわけにはいかない。とにかく、現在も切羽詰っているような状況に置かれている所もありますから、そういう所は、とにかく早く進めなければいけないということで、提言書も一部で提出されています。

基本高水については、これは上川流域協議会ですが、ワーキンググループを作って活動しているところもありました。私の隣に浅川の座長さんがいたので聞いてみたら、浅川の基本高水は450になっていると。ところが、去年の23号台風で計画降雨量、浅川は100年に1度ですが、その雨が降ったのだけれど、それに近いような数字ではなくて、桁外れの低い流量しかなかったと。自分の所もこれが一番の悩みの種だと言っていました。これに関しては新聞を見たり、NHKのニュースも聞いたのですが、私の記憶では確か44トンしか流れなかったと。意識して聞いたわけではなくて耳に入っただけですので確かではないですが、10分の1ですか、そういうことだったのです。この件に関しては、会が終わる直前に砥川の座長さんが締めてくれまして、基本高水の問題は自分達も棚上げしているのだけれども、いずれ避けて通れない共通の課題であると。そういうことなので、お互いにこの問題解決には一緒に取り組んで、県と一緒に是正していくようにしましょう、というようなことで締めくくりました。

次に、提言書のまとめ方について聞かれたので、今までやってきたことを説明しました。提言書のまとめ方も各協議会まちまちです。例えば浅川ですと、座長と副座長が2人いるらしくて、3人で作りましたと。それを皆さんに諮るような形で行いましたと。それから、砥川の場合には、座長が原案を作って、それをみんなに配って、訂正するところは訂正するというようなことをして、それをみんな自分のところに集めてやったらしいのですが、訂正箇所がたくさんあって、とにかく苦労しましたというようなことを言っておられました。そういうことで、みんなまちまちです。我々は起草委員会を作り、そこで案を作って、またそれを協議会にかけるといやり方でやってきたものですから、みんなで作り上げた。そういうことで、私は決まったことをただ整理するだけということで、わりと楽だったのかなと、私個人そういうふうに感じました。

それから、各事務局の評価具合を聞かれたのです。一生懸命やっているかどうかです。私は、いろいろ事務局の方と接する機会が多いのですが、一応私の感じていることをそのまま申させていただきました。私の感じでは、資料の整理だとか議事録の整理、私とのやり取り、連絡、そういうことに関しては、非常に事細かく、真面目にやってくれていますので、それをそのまま述べました。

それから、全体的に長野県側の流域協議会に対しての姿勢はどうだろうというようなことを考えたのですが、これは私の感じですが、県としては流域住民の意見を本当に抽出して、いっしょにやろうとしている。私は以前のことは知りませんが、今の段階ではそういう感じは非常に強いです。

砥川の座長さんが言っておられました、今の県は住民側に立ったような形で物事を考

えてくれるようになったと、非常にやりがいがあるという感じなのですけれども、私もそういうふうな感じを受けました。これは、非常にいいことです。

川というのは、やはり身近にいる人が一番知っているのです。行政側というのはどうしても遠い所にいるから、分からない点も多いのです。そういうことで、やはり身近な人とそうでない行政側と一緒にやるということは、非常にいいことだと思います。我々もそういうことを踏まえてやっていく必要があるのではなからうか、というふうに感じました。大体そんな感じですが、簡単に説明しておきます。

---

### 質疑・会員からの意見(流域対策についての進め方)

---

(座長) 「薄川総合治水対策に対する意見(流域対策)」という資料を見てください。これから流域対策について進めていくわけですが、今まで皆さんから出していただいた意見のうち、今日の提言書に盛り込んだ意見をみんな取り除いて残ったのがこれです。2ページ目を見ていただけますか。項目の前に「起草」だとか、「提言」だとか言葉が入っている項目があるかと思うのですが、「起草」というのは起草委員会でいろいろ審議検討している段階で、これは流域対策の意見だというようなことで、そちらに回そうというようなことにした意見です。それから、「提言」というのがあります。これは提言書の審査過程において、「流域対策」でやるからそちらに回してくれということで、私がお願いして「流域対策」に回した意見です。そういうことで、今まで出された意見で流域対策に関係するだろうと思われる意見がここに述べられている意見なのです。今日はどうしようかと思っていたのですが、区切りも悪いし、ここに書かれていることも時間が経っているということで、意見を出された方も忘れていることも多いと思いますので、じっくり読んでいただいて、次回からはこれ以外の意見討論を行って進めたいというふうなつもりでいます。今日、進め方だとかそういうことをいろいろやると、長引いて中途半端になりますので、今日のところはこの資料をお配りして、皆さんによく読んでおいていただくというふうにしたいと思うのですが、それでよろしいでしょうか。いいですか。そういうことで、少し時間が早いようですが、今日のところはこの資料をお配りしたということだけにさせていただいて、次回からまた新たな気持ちで流域対策について審議討論を行っていくようにしたいと思いますので、よろしく願います。

(田口康夫) 流域対策に関してはそれでいいと思うのですが、先程の座長が参加した長野の治水・利水対策推進本部の会議での意見などを含めて、基本高水に関してはそれぞれの協議会で議論していても、なかなかうまく話が進まないような状況があるということなのですが、どういうシステムにするかというのは別問題として、基本高水に関して県レベルで統合したようなものを、協議会レベルではなくてその上のレベルで話し合うようなシステムをもう一回作ってもらうように、この協議会から要望書を出さないですか。それともう一つ、松本市の関係ですが、現在松本市は市民会議で全体計画を作成しようとしているわけです。そういう中で、流域協議会としては、先程配られた紙にもいろいろ載っていますが、方向というのは出ていると思うのです。そういう意味で、都市計画を含めた形での対応に対する提起を、早急に市に対してもやったほうがいいと思うのです。この2つは、なるべく優先順位を高くしてまとめて出してもらいたいのですが、いかがでしょうか。

(高橋新吾) 今の田口さんの意見には全面的にバックアップして進めていただきたいと思います。と言うのは、基本高水がダムを造るために作った数値ではないかと思われるからです。

これを振りかざせば、誰も文句が言えないというものを出してしまったのです。これは、もう一度ダムを造りたいという人達の論理でなくて、住民の論理でやってもらいたいということで、ぜひ座長会議みたいな形で進めていただきたいと思います。今のままだと全く中途半端のままで、全部の協議会が中途半端で宙に浮いたような形になっていますので、お願いしたいと思います。

もう一つ、田口さんが2番目におっしゃったことは、今ここに松本市の方が2人おられるので、ぜひこの会としてバックアップしていただきたいと思います。田川の逢初川の合流地点についても全部マニュアルがあって、うまくいっているという話をこの会で松本市から聞きますが、現実にはこの間の時にもポンプがあちらに行ったが間に合わなかった、こちらに行ったが間に合わなかった、結果的に水が出たと。言ってみれば、中途半端も中途半端、ポンプが間に合わなかったという場当たりしか松本市はありませんので、ぜひこの会としてバックアップしていただきたいと思います。私自身は水が出れば、すぐ浸る所に住んでおり、市がポンプを動かすマニュアルがないという現状をつぶさに知っておりますので。

(座長)

浅川でもむしろ内水の問題が非常に重要な問題になっているのです。

この前の台風を見て分かりますように、9月5日と台風23号の雨で高々30ちょっとしかここで流れていないのです。浅川であろうが、どこであろうが、同じやり方でやっているのだから。まじめにやっている流域協議会の座長さんは、みんなが大体今言われたように感覚的には知っているのです。ただ、それを論理的に、定量的に説明できないから、そこが弱みで、なかなか強く言えないというような、それだけなのです。私自身は確実につかんでいますので、皆さんに対して二重人格みたいな形で、自分はこう思いながら、皆さんがまじめに言っていることに対して、実際は非常に苦しい気持ちがあるのです。はっきり言って流れないのに、なんで流れるようなことで設備を作ったり、いろんなことをやらなければいけないのかとかね。本当は切ないです。絶対流れるわけないです。絶対という言葉は使いたくないけれども、確率的にどう考えても本当に天文学的数値にしかならないのです。物理量の特長からいろいろ考えていきまして。どうして栄橋の辺を3倍の拡張をしなければいけないだとか、そういう感じでしょう。常識はずれも甚だしいのです。そういうことで論議やっていいのかわかりませんが、私自身は本当は個人的には切ないところがあるのです。こんなことを言いたくないですが、論議をやって結果的に何もならなかった場合に、自分のせいではないかと言われるれば切ないし、分かっていない間は悩みがないのかもしれないけれど、自分で分かっただけで済ませばもう少しましなやり方はないのかと。だから、県にお願いして、なるべくこの辺のところをきちっとしてもらわないことには。私らだけではない、他の所もそうですが、本当にいつまで経っても、くだらないようなことをやらされてしまうというようなことになりかねないのです。どこへ行っても、誰にでも説明できることですが、この数値の出し方は本当に初歩的なミスなのです。80年に1度の洪水と言いながら、80年に1度ではなくて、確率的要因も持たないような、そういう計算の出し方で出しているのだから、80年に1度の洪水と言えないのです。

そういうことで、今田口さんが言われたようなことは、他の所も悩んでいることだし、我々から要望を出して、県にももう少し真面目に考えてもらうようにしましょうか。

(事務局)

先程いただいた提言書の「4.2.基本高水」をもう一度お読みいただければ、今皆様方がおっしゃったことが的確に活字になっています。今おっしゃられたことをそっくり書いてあります。これは立派な提言書で、私どもはこれを今いただいたばかりで、これが県に行くわけです。それを重ねてまた同じことを。

- (座長) 分かりました。我々の提言書の中にもそれらしき文章は盛り込んでいますので、県の対応を見て、また考えるというふうにしていただいけませんか。今言った趣旨のことは、いずれは実行させてもらおうと。
- (田口康夫) こういうことを書いてあるということは確かなのですが、よその流域協議会を見てもそうですが、もう一回投げ返される可能性もあるわけです。提言書は提出しましたけれど、これが最終的なものであるということも決まっていないうわけです。  
だから、薄川対策とは別に全県レベルでのものを作ることを早く進めるという意味では、提言書とは別でもいいと思うのです。提言書は提言書でいいのですが、どうですか。
- (座長) 提言書とは別個に、要望書を出すようにしますか。
- (田口康夫) 提言書は出したけれど、そのまま受け入れられるとは限らないわけですね。
- (事務局) 提言書は治水・利水対策推進本部長あてに届くわけで、本部長が知事でもあるわけですが。要望書を出されても、受け取るのは同じ人間になるわけです。それでは、どちらが重いとか、どちらが有効かという話になれば、今いただいた提言書のほうが重みがあるように私は思うのです。これに重ねて、基本高水について同じような内容の要望書をお作りになるならば、他のものはどうするのかという話になります。他に提言いただいていることよりも基本高水が特に重要だから重ねて出すのかと。そうすると、重たい、軽いという話にならないのですか。文章を読ませていただくと、「基本高水の件は薄川流域協議会だけで論じる問題ではないので、それぞれの流域協議会なども含め、全県レベルで協議できる適当な委員会を設けて協議を行い、早急に改善を行っていくこと。」とあり先程田口さんがおっしゃったことを、全く同じように、的確に言っているのではないかと思います。
- (田口康夫) 分かりました。では、県がこれをどういうふうに取り取るかということが確認されてからでもいいです。
- (巽朝子) 先程、座長さんが治水・利水対策推進本部で会合があって、その座長さんが基本高水については共通の課題で、一緒に取り組んでいこうというとりまとめをなされたことですので、そちらのほうを早急に、それこそ皆さんが非常に重要な課題として考えていらっしゃるようですので、9つの流域協議会の座長さん達が、まずなんとか早くしようということで一歩進めていただくというのが早いのではないのでしょうか。
- (二木一男) いろいろご意見が出ましたが、今日のところはこの辺でおしまいにして、次回の協議会でじっくり相談したらどうでしょうか。ここで慌てても時間もないし、やってもいい結論は出ないと思いますので、次回に先程出たようなご意見をもう少し突っ込んで検討するというにしたいと思います。  
先程座長がおっしゃいました、非常に大きな数値が基本高水ということで矛盾を感じているということなのですが、私は全然矛盾を感じておりません。470トンという流量も、そのうち出るかもしれません。出ないかもしれませんが、出るかもしれません。県の基本高水470トン、これは妥当な数字だと思っており、全然矛盾は感じておりません。したがって、先程提出しました提言書についても自信を持っております。

(座長) 皆さんをお願いしたいのですが、これだけはきちっとけじめをつけてください。基本高水というのは、例えば80年に1度と決めた場合に、80年に1度の確率で降る雨かどうかだから、これは人間がいろいろ想定したり、決めつけるような値ではないのです。地球が太陽の周りを回って、地球自身が自然現象として生み出すものだから、人間が作り出すものではないのです。そこが間違っているのでおかしくなってしまうわけです。だから、国の基準は私が言ったような形でできていますので、自分本位で物事を考えるのではなくて、ちゃんと国の基準をしっかりと読んで、それにのっとって話をしなければ、全然話がかみ合いません。それともう一点。基本高水というのは、今言ったような形で決まる数字です。ダムだとか河川改修だとかはあくまでも治水の手段なのです。だけど、基本高水は両方に共通するし、他にあれば他もそうです。方法論と基本のそれは、全然別個なのです。そういうのをちゃんとけじめをつけて考えてもらわないと。私はダム賛成だとか反対だとか、どちらでもなかったのだけれど、そういう感情的なことで処理しようとしたら全然まとまらないです。我々は自然現象を扱っていて、80年に1度の確率と言っても、そういう現象は無限大にあるのです。その中で、我々は何を選ぶかなのです。長野県の場合にはその中でピーク値で決めましょうということで、初めて無限大の中から、これだというふうに決まっていくのです。それを見つけ出すことだから、どんな方法であろうとそれを求めるのだから、本当は答えは一つなのです。方法を変えたから違うだとか、そういうのはないのです。そこで、方法によってちょっとしたエラーが出てくるだけであって、元々あるものを探すのだから一つなのです。人間が作り出して、それを言い出すと、それはもうどこへ行っても全然通用しない論理です。国の基準も世の中で言う統計的確率論にのっとって書かれているのです。それを全然守っていないから、こういうふうになってしまっているわけです。私はどこへ行っても、世界中どこへ行ってもこれを説明できます。そういうことで、感情論にならないで、今言ったようにあくまでも80年に1度の確率で起こるような、地球が作り出す洪水だというふうに考えてください。ダム賛成だとか反対だとかということではなくて。これはキリがありませんので、提言書の内容に、田口さんが言われたようなことは盛り込まれていますので、しばらく様子を見てどうしても進まないようだったら、また提言書の内容を早く進めてくださいというような形で、何らかのフォローをするということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(高橋新吾) 今度の提言書をもって、県はこの会から身を引かれるのですよね。県としてはこの提言書が出れば、これで身を引かれるわけですよね。ただ、今回の提言書に今後これだけということもありますが、私の感覚ではこれをもって行事になりそうな感じがしますが、今後のこの会のあり方をお聞きしてから会を閉じさせていただきたいと思います。

(事務局) 薄川流域協議会は、河川内の計画に対しての提言書をいただいておりますが、80分の1を越える流域対策についても審議していただく場がございます。この流域協議会がある限りは、私どもが事務局をさせていただきます。会員の方からご意見がなければ、このまま私どもが運営していくつもりであります。

(高橋新吾) 県に提言書が出たので、今後はあまり慌てないのではないかという感じがするのです。

(事務局) 開催の頻度ですか。

(高橋新吾) ええ。

(座長) その辺は私がフォローします。そうしなければ、だんだんずるずるしてしまって結局まとまらないです。県にもいろいろ都合もあるから聞かなければいけないのだけれども、こちらの都合だとかそういうのを許せる限り、なるべく早め早めにしてまとめていきたいというつもりでいます。ただ、今言ったように、超過洪水の、そんな流れもしないような水を想定してやってどうかなんて問題があるから、私はそれだけが引っ掛かるのです。それがなければ、皆さんと楽しくどんどん進めることができるのですが、そんな470で考えると書いていても、私の場合には全然やっても意味がないからもう終わり、こうなってしまうのです。

(巽朝子) しつこいようで申し訳ありませんが、今座長さんがそういうふうにおっしゃることを聞いてますます思うのですけど、先程の9つの流域協議会があって、それぞれの中でみんなが基本高水は共通の課題だから一緒に取り組んでいきましょうということがとりまとめとして出たのであれば、その次どういうふうになるのですか。それを何とか早めに進めていただければ、今座長さんが不満に思っているところも少しでも早く解決につながると思うので、そちらを何とか進めていただくようお願いしたいのです。

(座長) 座長会では日にちを決めてだとか、そういうことまでは何の話にもなっていません。ただそこで出ただけの話であって。

(巽朝子) その座長さんが、基本高水は共通の課題だから一緒に取り組んで、県とも話し合っていましょうというふうにまとめたのであれば、やはりその方向で進んでいただくということが一番早い道だと思います。この基本高水については、薄川の流域協議会だけで何とかできる問題ではないので、少しでも早く働きかけていただきたいということです。

(座長) 我々の提言書の内容がそういうふうになっていますので、様子を見ましょうか。今言ったような内容になっているのです。県が本腰入れて事務局にでもなって、またこういう会を催すようにしてもらわないと、我々座長だけではばらばらになって運営が難しいのではないかと思います。あくまでも主体は県の本部がきちっとしたシステムを作って、そこでやっていくようにしてもらわないと、我々座長が個人的にやりましょう云々していても連絡も取りづらいし、うまく機能しないのではないかと思います。そういうことで、今言われたことは我々の提言書に盛られているから、しばらく様子を見ましょうということで、締めさせていただきます。